

自動車点検整備推進運動の概要

国土交通省、自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）及び大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会（別紙1）は、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、自動車の点検整備の確実な実施を推進し、自動車の安全確保・環境保全を図るため、9月から10月までの2か月間を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開します。（実施要領は別添）

（全国各地におけるイベントの開催）

1．9月1日（月）の記者発表会において、自動車点検整備を啓発するアニメーションを発表し、自動車点検整備推進運動強化月間の開始をアピールします。

また、強化月間中、多くのドライバーの方に自動車の点検・整備の重要性を呼びかけるためのイベントを、全国各地で開催します。（別紙2参照）

（ポスター等による広報・啓発活動の実施）

2．適切な点検整備（日常点検及び定期点検）の実施を自動車ユーザーに呼びかけるため、以下の広報・啓発活動を全国で実施します。

- ・ポスターの掲示、チラシ・小冊子の配布、アニメーション配信、モバイルを活用した点検ツールの提供等
- ・マイカー点検教室、無料点検、講習等の開催
- ・出前講座の実施
- ・全国316社の乗合バス事業者（別紙3）の協力を得て、バス車両に「横断幕」の掲示

（事業用自動車等に対する重点的な取組）

3．事業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められている。一方、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故等が依然として発生している状況であることから、以下の取組を実施します。

- ・運送事業用の大型車について、国土交通省が選定するホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検を実施
- ・前検査を行った事業者又は行おうとする事業者（自家用大型貨物自動車の使用者含む。）について、定期点検の実施状況を確認し、定期点検の確実な励行を指導

（エコ整備の啓発）

4．適切な点検・整備の実施によるCO₂削減効果について、様々な機会を捉えて自動車ユーザーに対して周知します。

（公用車の点検・整備の励行）

5．自治体が保有する公用車については、率先して点検・整備を実施していくべきものであることから、確実な点検・整備の励行を図ります。

（整備不良等に起因する事故防止の啓発）

6．エンジンオイルの劣化やオイルフィルタの誤った取り付けによる車両火災事故やバッテリーの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故等の情報を展開し、適切な点検・整備の励行を呼びかけます。

（不正改造車を排除する運動等との連携）

7．なお、本運動については、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ実施します。